

平成24年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成24年3月14日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 1 号	平成24年度畜産物価格決定等に関する請願（請願審査報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第1号	平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書
日程第 5		議員の派遣
日程第 6		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	5番 津久井精一君
6番 大谷友則君	7番 長谷川勝夫君
8番 藤田博規君	9番 小野木英毅君

◎欠席議員（1名）

4番 森一彦君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮口孝君
副 町 長	石田貢君
教 育 委 員 長	前川啓一君
教 育 長	菅原裕一君
農 業 委 員 会 長	竹下昌徳君
代 表 監 査 委 員	山口浩司君
総 務 課 長	山本芳博君
企 画 課 長	佐藤潤君
住 民 課 長	吉村進君
福 祉 課 長	高井伸夫君

産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
教育委員会教育課長	柄 崎 明 久 君
子育て支援所長	高 倉 明 君
農業委員会振興係長	小 山 嘉 勝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひとみ 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
和田事務局長。
- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4番森一彦議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。
以上です。
- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番藤田博規議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 小野木議長 日程第2 請願第1号平成24年度畜産物価格決定等に関する請願についての件を議題とします。
本件について委員長の報告を求めます。
長谷川産業厚生常任副委員長。
- 長谷川産業厚生常任副委員長 請願審査報告書。
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。
記。
 - 1、請願受理番号、請願第1号。
 - 2、付託年月日、平成24年3月7日。
 - 3、件名、平成24年度畜産物価格決定等に関する請願。
 - 4、審査の結果、採択すべきものと決定。
 - 5、委員会の意見。

我が国の酪農・畜産経営環境が、生産資材の高騰や国内需要の低迷等により依然厳しい状況にあり、国のTPP交渉の事前協議開始など市場開放の動きに畜産農家は危機感を募らせている。一方で、国際価格競争の激化が予想される中、国は10年後の食料自給率の目標を50%と設定しており、これら目標の達成と我が国の酪畜産業が食料自給率向上に寄与しながら持続的に発展するためには、所得補償政策や経営安定施策など総合的な対策が重要であることから、願意妥当としたものである。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第3 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、8番藤田博規議員。

●8番藤田議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

農業振興と地域活性化についてでございます。2点ほどまとめて伺いたいと思います。地域農業マスタープランの内容と策定状況及び今後の取り組みについて、新規就農総合支援事業（青年就農給付金）の活用と取り組みについてであります。

政府は、昨年10月に食と農林漁業の再生推進本部において、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画が決定されました。今後、地域を担っていく経営体を定め、皆さんの話し合いの中で農地を集積していくことと若者の新規就農を増やし、地域に到着するところまで支援するといった取り組みを推進していくとされています。

地域農業の将来像を期待した地域農業マスタープランを策定し、人と農地の問題を総合的に対

処しながら、集落、地域ごとに今の状況を点検し、今後の方向性を決めていくとされておりますが、我が町ではどのように進めるのか、詳しい内容と取り組みについてお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご答弁を申し上げます。

最初に、地域農業マスタープランの件でございますけれども、現在、日本では食と農林漁業のことにつきまして、それぞれ計画を立てております。特に、地域においては、担い手不足や高齢化に直面し、農村漁村の活性化が低下しているのが現状でございます。また、国においては高いレベルの経済連携の推進や食糧自給の向上のため、昨年10月ですが、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針を策定し、平成25年度から5年間、行動計画に基づき集中的に展開されることになっております。

基本的な考えといたしましては、農林漁業成長や人材確保と土地利用型農業の規模拡大など7項目の戦略を掲げ、その具体的な展開を示しております。その戦略の一つとして、競争力、体質強化など、持続可能な力強い農業の実現を推進しております。

ご質問のありました地域農業マスタープラン、人・農地プランについては、戦略の一つであります持続可能な力強い農業実現のために、平地では20から30ヘクタール、中山間では10から20ヘクタール規模の土地利用型農業の展開及び新規就農をふやし、将来の日本農業を支える人材を確保するなどが目標とされており、それぞれの市町村ごとに今後中心となる経営体とそれ以外の農業者のあり方などを決め、中心となる経営体に農地を集約させることを目的とされております。

本町におきましては、豊頃町農業再生協議会において、人・農地プランの策定方針を検討しており、事務局であります町が現在事務を務めているところでございます。本町においては、農業者皆さんが地域の担い手認定農家であり、プランで求める中心となる経営体でありますので、全国画一の政策とそぐわない面があると思っております。

ただ、このプランに位置づけられるスーパーL資金の5年間無利子化、農地集積協力金、青年就農協力金など受けられるメリットがあることから、認定農家同様の考え方で24年の早いうちにプランを策定していくことになっております。

なお、このプランにつきましては随時見直すことができるため、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、新規就農総合支援事業の活用と取り組みについてでありますけれども、今、農業は本町のみならず地域において、先ほど申し上げましたとおり担い手不足や高齢化に直面していることから、青年就農給付金及び農の雇用事業によって農業を始めたい方、新たに人を雇いたい方を支援する事業が展開されます。

青年就農給付金は、準備型として最長2年間の研修期間、経営開始型としては、農業を始めてから間もない時期に最長5年間、技術の取得と経営が安定するまでの間、年額150万円が支給

される制度であります。経営開始型では、先ほどの人・農地プランに位置づけられていることなどが必要なために、後継者並びに予定者についても可能な限り位置づけてまいりたいと考えております。

ただ、この給付金には制限があり、所得制限とともに親元就農では就農から5年間に親から経営を継承する、親と別の経営が必要で、実施できなければ返済しなければならないことになっております。この制度のPRを行うとともに、申請される方には十分この制度を理解していただき、担当者から説明をし、その対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、農の雇用事業につきましては、新規就農などの雇用をして技術を研修させる場合は、最大120万円を助成する制度であります。

なお、細部等につきましては、また担当課のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 今、町長からご答弁をいただきました。

この地域農業マスタープランに位置づけられると、スーパーL資金の5年間無利子化、農地集積協力金、先ほど答弁いただきました青年就農給付金の3点がありますけれども、その中で、農地集積協力金の内容と、その中に規模拡大加算があるかというふうに聞いておりますけれども、その内容について伺いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 ご質問の農地集積協力金についてでございますが、経営転換協力金といたしまして、貸し付け等を行う面積に応じて交付単価が違ってございます。0.5ヘクタール以下ですと30万円、省略しますが、2ヘクタールを超えますと70万円でございます。ですから、本町の規模でいきますと、皆さんが70万円の規模に該当するかなというふうに思っております。ただ、これについては、現在所有の機械を処分するとか、いろいろな制限もございますので、それぞれ個々に応じて相談を受けつけてまいりたいというふうに思っております。

それから、規模拡大加算については昨年から実施してございますが、それぞれ10アール2万円、やめられる方の農地を白紙にさせていただき、6年間貸し付けを行う場合について2万円でございます。現在のところ個別加入者、それから畜産経営についても該当してございますが、今後については未定でございます。24年度についても、畜産農家が受け手になった場合でも給付が受けられるように聞いてございますが、細部について、実施要綱については、まだ私ども見てございません。今、説明会を受けてございますが、それぞれ説明会ごとにだんだんと内容が変わってきているので、この程度で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 作業は進められているというふうにお聞きしますけれども、いろいろな形で手

放しの状況の中で各地のところに農地が分散をしているかと思います。その中で、今後どのような形でそれを集約しながら進めるのか。または、今まで既存のまま使っていた方が、給付金を受けられるがために改めた再編成をしなければならないということが考えられますけれども、その辺をどのような形で今後調整をしながら進めるのか、伺いたいと思います。

●小野木議長 金川産業課長。

●金川産業課長 現在の規模拡大加算についても、再生協議会で受付をしながら白紙委任をしていただきますと、それぞれ農業委員さんが中心になりながら調整をしていただいている現状でございます。

今後においても、地域をよく理解されている農業委員さんの皆さんにご協力をいただきながら、それぞれ地域の中で今ほとんどの皆さんが認定農家でございますので、利用しやすいように集積をしていただきたいというふうに思っております。

ただ、それぞれ分散ということもあると思いますが、ただ、それぞれ皆さん土地に愛着を持って経営をなさっているわけでございますので、それすべての分散を解消するというのは非常に難しいことかなというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 いろいろなそれぞれの方々の思いがありながら、面積を集積させていけるとは思いますけれども、やはり十勝は、まだ豊頃においては機械化が進んでおります。やはり積極的に集積をすることによって、作業の能率化、または機械の効率的な運用ができるかと思います。その辺につきましても、十分に話し合いの中で今後進めるべきかなと思いますけれども、ただ、地域によってはそれを進めたいのですけれども進められない状況があるかと思います。その辺についてどのような形で今後集積をするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 先ほども答弁させていただきましたとおり、それぞれ農地が出た場合について、現在も同じでございますが、地域の皆さんのご理解をいただきながら農地を集積している現状でございます。そのような形で今後も進めていきたいというふうに思っております。

ただ、今回の人・農地プランにつきましては、細部にわたってそれぞれ個々の土地、圃場を地図に落とし、すべてを網羅せよという話も来てございます。ですから、先ほど町長が答弁させていただいたように、24年の早いうちにプランをつくらせていただく予定になってございますが、これから圃場図に基づいてすべて地番を整備しながらやっていくということになってございますので、もう少し時間がかかるかなというふうに思っております。

それから、本町の考え方としましては、農協の農業振興ブロック、5ブロックに分けながらそれぞれプランを策定していきたいというふうに思っておりますので、その中で随時土地の移動とかいろいろな形について、皆さんのご協力をいただきながらプランに位置づけたいと。

ただ、先ほども言いましたように、随時受付変更が可能だということでございます。5年間を

見通せるかということになりますと、なかなか難しい現状でございますので、柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 次に、青年就農給付金についてお伺いしたいと思います。

青年就農給付金は、志を持って就農している青年、また、親元に就農しながら自立を目指す青年にとっては励みになる制度と感じます。給付金の支給を受けながら、その期間中に技術を習得し自立することではないかと思えます。しかしながら、実行についてはここで解決できない部分があるかと思えます。特に、親とは別な部門を開始するには多くのハードルを越えなければなりません。サポートする体制が必要かと思えますけれども、どのように取り組むかお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 細部については担当課長から説明を申し上げますけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、非常にこの法律が新しい法律というか、まだまだ運用するには時間が十分かかるわけですが、この行動計画、基本方針等々については十分熟知して、特に町が事務局でございますので、個々の問題についても事務局のほうで十分把握しながら、この法律の適した範囲内で最大限利活用していきたいというふうに思っております。

この内容についても、本町ではケース・バイ・ケースもあろうかと思えます。そういった面でも、できるだけ救済できるような方法で法律の運営を活用していきたいというふうに思っております。

細部につきましては、先ほど申し上げましたとおり担当課のほうからご説明申し上げます。

●小野木議長 金川産業課長。

●金川産業課長 今の町長のご答弁にあるとおり、細部について、まだ詳しい内容について我々は熟知しておりません。どのようなプランを出せばいいのか、親元就農から独立する場合。その辺について、まだ細部が示されてございません。ただ、あくまでも準備方という2年間の中については、新規就農者を予定しているということでございまして、我々が当初、農業新聞等で最初見た中ではすばらしい制度だなと。例えば、農家の指定が2年間農業大学校へ行って、それから5年間就農した場合について該当するのかなという考え方でいしましたが、現在把握しているところでは、準備方については新規就農者、ですから研修を受けて1年以内に独立するか農業法人に就職するかということでございますので、これらについてもハードルが高いということでございます。

5年間の就農型についても、きちんとした計画に基づいて、45歳未満のうちにそれぞれ就農し、独立をすると。それから農家の親元から所有権を移転してしまうかということでございますので、なかなか本町の50町、60町の耕作規模を持つ中では、5年以内ということも高いハードルがあるかなというふうに思っております。

町長が言われるとおり、ケース・バイ・ケース、できれば皆さんにご活用いただきたいというふうに思います。この辺については、担い手センター、それから農政事務所等に照会をしながら個々のケースで対処してまいりたいというふうに思いますし、先ほど質問がありました個別に対する経営指導、それから技術指導については普及センターもごございますし、その辺を含めながらやらせていただきたいと。

あと、補助事業を使う場合、6次産業化を使われる場合とかいろいろケースが考えられると思いますが、それぞれ専門家も農政事務所では配置をしておりますし、そのような中で指導をしてまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 担当者からお聞きしますと、プランはあるのだけれども、ここ北海道、我々の町村では扱いつらい、使えるのかなというのが懸念されるわけですが、しかしながら、農家、ここにも経営的な差があるかと思えます。というのは、経営規模がある程度あれば安定した作物収入が得られるのかなというふうにも感じております。ただ、北海道といえども、小さい面積で頑張っている農家もあります。この制度は、そういう小さな中でも頑張っている人を助けるという形に私は受けとめております。

また、いろいろな状況の中で農家を目指して、農家の跡継ぎとして農家に就農してくるという方も多くおります。しかしながら、今まで夫婦2人だけの生活で十分であったものが、後継者を目指す中でそれに見合う様に所得が上がらない現状もあるかと思えます。その中で、親元に就農した方に対して給付金を数年間給付すると。その中で、またいろいろな技術を確認させるということで、本当にこれはいいものだなというふうにも思っております。でも、いろいろ聞くと当てはまらないような感じがするということでは、何のためのプランなのかなというふうに思いますし、しかしながらこの実情を踏まえながら、我々の豊頃町に合ったことを進言しながら作成することも大事なと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 藤田議員さんのおっしゃるとおり、確かにそれは大切なことだと思っております。特に新規就農等々につきましても、少しでも農業者が減らない、まして私どもの町は基幹産業が農業でありますので、その辺十分踏まえながら、また、この法律を最大限に利活用しながら、個々に合った方々がいらっしゃいますので、十分関係機関、関係団体とも協議をしながら、先ほども申し上げましたとおり事務局が町でありますので、十分ご説明しながらそれぞれ対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 まだこの内容が定まらないような形も見受けられます。十分に今の農業の実情を把握しながら、また、地域に合った形でプランをつくっていただきたいなというふうに思っております。

おります。それに当たっては、地域によっては先ほども言いましたけれども、小さい地域の中で頑張っているということで規模拡大がなかなか進まない中で、新規の作物を模索する動きもあります。それにつきましては、豊頃町独自で産業振興に対しまして補助金があるかと思えます。

今回のこの制度にあわせた中で、一緒にやるのが若い人たちの営農に対する意欲、これからこの町に住んでいくというための礎になるかと思えますけれども、その辺の補助金とあわせてどのような考えで進めるのか、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいまご指摘のとおりだと思います。今度そういった場合については法律を担当者が熟知して、ケース・バイ・ケースに合って最大限救済できるような方法というか、利活用できるような方法で努力していきたいというふうに考えております。

また、この法律に適用しない場合であっても、意欲的にそういった形で農業に対する熱意が感じられる事業については、産業課と十分検討しながら支援をしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 最後に、実質このプランはどんなスケジュールの中でいつ地域の皆さんにお話しするか、スケジュール的なことがあればお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 このプランに位置づけられていなければ恩恵が受けられないスーパーL資金等の借入者がおりますので、例えば、6月、7月ぐらいになるとそういう動きが出てくるというふうに思っておりますので、できれば、先ほども町長の答弁にあるとおり24年の早いうちに、ただ今刻々とその人・農地プランに位置づけるものがボリュームが増しておりますので、今のところはっきりした日程は言えませんが、なるべく早いうちということで、それぞれ再生協議会の中で、それから、これの検討委員会というものを設けなければなりませんので、それぞれ設けながらプランを作成をしていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 この農地策定プランには、ある程度の年齢制限的なことが記載されるかと思えます。一刻も早くやることでなければ、その年齢を超えてしまうということも考えられますし、また、期間を超えてしまうということも考えられますので、早急な取り組みをしていただきたいなと思えます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●小野木議長 一般質問通告順番2、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、2項目にわたりまして質問をさせていただきます。

まず第一に、町内の街路灯のLED化についてでございますが、節電が重要であるということ

は、これは申し上げるまでもないわけですが、街路灯のうち水銀灯について、今後のLED化についてどのように考えておられるのか。交換計画等があれば、ひとつお知らせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご答弁申し上げます。

まず、本町の現状を説明させていただきます。現在、街路灯の設置数は719灯ございまして、その容量の内訳といたしましては、100ワット未満のものが21で、100ワットを超えるものが73、さらに250以上が625となっております。また、機種別では、ナトリウムやLEDなどの一部省エネの機種を採用しているものの、全体の95%が水銀灯を使用している現状でございます。

水銀灯にかわるLEDの採用につきましては、ご指摘のとおり電気の消費量の問題、さらにCO₂の削減、あるいは害虫対策などメリットは大きいと考えているところであります。

また、全体の719灯のうち、100ワット未満の小容量とデザイン灯という灯は除きますと582灯につき、LEDの交換した場合については、それぞれ経費がかかるわけで、概算だけでも本町の場合については1億円を超えるような財源負担が必要かなというふうに思っております。また、LEDについては、今の段階では技術的にまだ開発途上の部分も多いことは、また、値段の問題についてもこれからまだまだ下がる要素もあります。

設置方法についても、メーカーや機種などによっては相当開きがあります。そういった考えで、現在のところ財政負担、さらにはさまざまな観点から総合的に判断すると、時間はかかりますけれども慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今、町長から、LED化につきましては慎重な検討が必要だと、これは財政的な問題もあるのだと、こういうこととございますけれども、これはずっとこのまま続けるということは、今の社会情勢の中ではいかながなものかと思っております。そういう中で、少なくとも計画を立てて実施に移すべきだと私は思っているのですけれども、町長どうお考えですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 確かに街路灯の本来の目的は、やはり安心・安全に道路を利用できるということが第一で、最近非常に原発等で電気の使用量を大切にしようということが基本でございますけれども、いかんせん先ほども申し上げましたとおり、まだまだこれから値段は下がると思っておりますけれども、250ワット以上のものですと大体1灯当たり25万円前後。といいますのは、型からある程度、取りかえなければならぬ部分もあって、単なる電球のみだけで済む場合については安いので8万円前後で済むわけでありまして。ただ、これもメーカーによるもので、今いろいろな型で技術開発されていますから、まだまだ下がることであろうと思っておりますけれども、何といたっても

街路灯の一番大事なのはご承知のとおり防犯でございますので、多少、電気料を食っても防犯灯としては十分現在のところでは役立つのではないかというふうに思っています。しかしながら、今の現状、さらに害虫等を考えれば、近い将来は逐次かえていかなければならないなと思っております。

先ほど言いましたとおり、いずれにいたしましても1億円以上のお金が必要ということになれば、大変な財政負担が伴うものですから、その辺も十分考えていきたいというふうに思っております。

また、各町村によってはまちまちですけれども、隣の町ではそんなに財政負担を伴わないでかえられたというのを聞いておりますし、また、あるところでは、やはり1億円を超えて出資して取りかえたということも聞いております。いずれにいたしましても、その辺も十分慎重に検討しながら、長いスパンになりますけれども計画的に取りかえていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今の町長のご説明ですと、現段階で何年度にどうするというような計画的な、そういう年度別のものは持っていないということですよ。そういう中で、もちろん消費電力、あるいはそれに伴う効果というものが試算されてもいないのですよね、そうすると。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 ただいまの質問でございますが、一応、試算はしております。100ワットの街灯が73灯、これにつきましては8万3,000円で交換できます。それから250ワットクラスについては1灯25万円程度かかるということで、1億3,000万円程度の経費がかかるであろうと予想されます。

電気代につきましては、それを交換した場合に、年間で約400万円削減される見込みです。1億3,000万円を400万円で割りますと、約33年で電気代で初期投資が回収されるという試算はしております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今、課長のほうから説明ありましたがけれども、実際に何年度にどういうふうにするという手順は全くない。ただ試算だけで、結局今33年ですよ、電気料を割り返すと、そういうお話だけではなくて、結局その計画を立てていないということは、僕が目から見ると本当に将来的にやるということであって、全く雲をつかむような状況ではないかと思っているのです。やはりこれだけの問題が、電力の問題もございまして、少なくともこの年度にはやりたいという計画的な年度を持って、例えば10年なら10年、5年なら5年でこれはやりますよと、それには年度別に考えていくと1億2,000万円かかるのであればこういう考え方でやりますと。ですから、恐らくその中に全く町の全額持ちだしではなくても、何かがあるのではないかと

いうふうに私は思うのです。そういうものを聞き入れながらこうやってやる計画を持っていますという、そういう答えが実は欲しいのですよ。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 正直言って、いろいろな問題があります。例えば、一番大きな目的は何といても防犯だと思うのです。防犯には、今の段階では全く影響がないですから、私は防犯だけ考えれば取りかえる必要はないと思います。

ただ、議員が指摘されるように、原発が将来なくなるだろう、こうするだろうということで、将来は節約をしなければならないということは十分承知でございます。したがって、例えばこれからご質問に出てくる問題ですけれども、庁舎内の蛍光灯でも電気料としては2分の1ぐらいの電気料が減額になりますが、例えば、暖房器具、冷蔵庫等に、ほとんどそちらの電気料ですので、照明灯だけ努力しても余り効果がないように感じているわけなのです。

街路灯の場合についても、電気の消費量は減りますけれども、果たして本当に財政的に1億円も負担して、量は減るかもしれないけれども、本当に将来的に効果があるかどうかというのは疑問ではないかというふうに思っているのです。害虫の場合だったら、非常に町民に迷惑をかけて大変ですけれども、害虫も幸いにして嵐が過ぎたように、これも何年かに一度、周期的に来るようですけれども、今の豊頃の場合は大きな被害もなかったような形であります。

したがって、今後、街灯は壊れたとき、耐用年数が済んで支柱が傷んだとき等については十分検討してそれらのようにするのですけれども、今改めて防犯でも問題ないのを取りかえるということは、非常に財政負担が伴うものですから、仮に5年でやっても2,000万円、3,000万円を取りかえるという形になります。したがって、今の段階では計画的ではなくて、ケース・バイ・ケースで取りかえていったほうがいいのではないかというふうに思っております。

ご指摘されるのは十分わかるのですけれども、そういった意味で、もう一つ、防犯上としても暗くてつけてくれというのは、これはもう早急に、当然、生活を守るためです。ただ、そういった電気料については、照明だけ努力してもほかのものもある程度努力しなければ、今の原発等々に対応するのは非常に厳しいかなと。ただ、公共団体ですので、率先してそういった形で節約するのは十分承知しております。そういう面では町民にも等しく声をかけながら、そういったほうにPRして節電を求めていくほうが効果ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 この件につきましては、近隣の町村でも実施しているところもございますよね。そういう中で、お話を聞くといわゆる害虫の関係もございまして、LEDにかえたというところもありますので、それらについての近隣町村の状況といたしますか、そういうものについても

お調べになっていると思いますが、それ以外についてもお知らせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 隣の池田町では、先ほど申し上げました取りかえる件数も違いますけれども、相当安い、二、三千万円ぐらいで終えているという話も聞いております。また、本別町では非常にマイマイガの時期で、ある程度、4年間ぐらいで取りかえているのですけれども、ここは1億3,000万円ぐらい使っているという形でございます。

本町の場合は市街地、道道を走っておりますので、この辺は取りかえることはできませんけれども、その他、団地の中等々については、逐次今言ったとおり道路改良やその他いろいろな形でそういった照明器具を取りかえる場合については、積極的にLEDを使用していきたいというふうに考えています。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 大変厳しい状況であるということも理解せざるを得ない状況でございます。そういう中で、害虫による衛生的なものも町長からお話ございましたので、それらのことも十分勘案しながら、今後、計画を立てて実施すべきではないかと。恐らくそういう社会になってくるであろうと、こう思っておりますので、町長の考え方がありましたらひとつお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ある程度の計画は必要だと思います。ただ、先ほど申しましたとおり、メーカーによったり機種によったり非常に技術開発が進んでおりますから、まだまだ単価については下がるかなというふうに思っています。

先ほども言いましたとおり、既設のものを取りかえなければならない時期が来たものから順次LEDにかえていきたいというふうに考えております。

また、先ほど申しましたように、社会情勢が変化して財政的に余裕でもあれば、ある程度計画を早くして進んでいきたいというふうに思っています。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

津波発生時の避難路の整備について伺いたいと思います。

地震等によりまして、津波が到来する前に、車を使って短時間で高いところ、あるいは遠いところに避難するというようなことでございまして、テレビにも出ました、新聞にも報道されましたけれども、多くの小学校で避難するのに6キロ先の駐車帯まで避難されたというようなこともございます。これも時間との戦いだというふうに思っておりますけれども、避難路の整備というものが僕は大変大事なことだというふうに思っておりますが、町長のご認識もそうだと思いますけれども、改めて町長の考え方を伺いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、御質問されましたこの路線については、大変重要な避難道路であります。

現在、大津には330人の町民が生活しておりまして、生活路線としても重要な路線であります。この路線の整備については、町としてももっとも重要な事項として今までも陳情してございます。特に、平成23年度においても町の主要懸案事項として十勝総合振興局に要望しております。そして、私も機会あるごとに直接要請を重ねてまいりました。また、各党における政務調査会や政策懇談会においても、それぞれ要望書を提出しているところでございます。

現在どうなっているかという、この道道を管理している十勝総合振興局帯広建設管理部では、この路線が災害対策として重要な路線であるということを十分認識しており、23年度には現況どおりの地質調査を行ったところでございます。24年度についても、工事の着工に向けて調査設計を行う予定であり、25年度以降には早期着工に向けて鋭意努力しておりますので、そのあたりでは手をつけるかなというふうに思っております。

今後もこの路線が早期に整備されるように、道に強く要請してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今の状況下の中では911号線、いわゆる国道336号線までの間というのは直線の部分もございますけれども、カーブがひどくきつくて、大津の市街からカーブまでは、いってみると車で避難するには少しカーブが急ではないかというのと、もう一つは、あれは38年だったでしょうか、トンダベツ川にある大津小橋、これも狭いし傷んでいる。橋ももう築50年近くになっている状況でございますので、まずはそこまでの緊急を要する整備をしなければならないのではないかと。

先日配られましたハザードマップの中にも、その点について指摘をしておりますので、それらについてどう考えているのか。そして、その部分だけを特に道に対しても、道道でございますから、事業主体でありますから、強力に要請運動をしていただきまして、とにかくその部分だけでも差し当たって早急に改良工事をするようお願いしたいものだと思っておりますが、町長の考え方をお伺いしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご承知のとおり、この路線は生活路線としてさきの町長の時代からも陳情を重ねてきたところでございます。しかし、交通量だけを考えた場合については、なかなか改良までいけなかったのですけれども、この度の東日本の災害等で道も早急にやりたいという考えで、今、それぞれ準備を進めております。

ご指摘されたカーブ等についても、私どもの生活路線のときからも非常に危険性が伴うということで進めております。こういった技術的な問題については、私、今、答弁できませんけれど

も、陳情を要請するときについては、今のようなお話を積極的に要請してまいりたいというふう
に思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 その点については、ひとつ町長のほうからも強力に関係機関に要請をお願い
いたしたいというふうには思っております。

次に、町道長節海岸線についてお伺いいたしたいと思えます。

これはご案内のとおり観光地でございますよね、行き先は。その中で、道道912号線までの
間は第4次まちづくり計画の中にも入っておりますよね。これは年度がはっきりしないのですけ
れども、ここもやはり観光期間中であれば避難路になる可能性が極めて高いのです。そういう中
で、幅員、あるいは路面状況もよくないわけです。これらについて改良整備する考え方がないの
かどうか、町長お伺いいたしたいと思えます。

●小野木議長 宮口町長。

●宮口町長 議員がおっしゃるとおり、この道路はキャンプ場の入り口から町道大津旅来線海岸
かと思えますけれども、長さは大体1,200メートルぐらいありまして、幅員が5.5メート
ル。非常に現在も路盤はちょっと傷んでおります。ただ、この路線を本格的な改良工事を行いま
すと、担当課のほうで試算しますと、概算だけでも1億8,000万円ぐらいかかるわけな
のです。それに加えて、1車線から拡幅しますと、さらに9,000万円ぐらいかかりますので、2
億7,000万円ぐらいかかる形であります。

ただ、拡幅する場合につきましても、この道路の周辺が北海道で天然記念物に指定してありま
す原生花園がありますので、拡幅する場合についても非常に制限があって厳しいかと思えます。
したがいまして、今言われたとおり、観光客やいろいろな方たちが避難するうちは避難する道路
にも使われますので、拡幅は別として現状の道路を路面である程度簡易舗装して、そして直して
通行に支障のないような形で管理していきたいと。ただ、どのくらいの経費がかかるかは別とし
て、これから現地を見ながら、ことしはそういった意味では、路面だけでも舗装をしていき
たいなというふうには思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 まず、先ほど申し上げました336までの、大津の911号線にいたしまし
ても、今の町道にいたしましても、いずれにいたしましても津波が発生した場合の避難路となるわ
けでございます。このことは、大変重要な課題だというふうには考えております。そういう中で、
1日も早い完成をお願いしたいものだと、このように思っております。

そういうことで、このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思えます。

●小野木議長 これで、一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第1号

●小野木議長 日程第4 意見書案第1号平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番長谷川勝夫議員。

●7番長谷川議員 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上津久井精一、同上松崎政利、同上杉野好行。

平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年度畜産物価格決定等に関する意見書。

北海道・十勝の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで、専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳乳製品及び食肉の安定供給という重要な役割を果たしております。また、乳業などの関連企業とともに、地域経済社会や雇用等を支える基幹産業として地域社会に貢献しています。

しかし、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格などの生産資材価格の高どまりや生産者手取り価格の低下、国内需要の低迷など厳しい状況下であり、TPP交渉の事前協議開始や日豪EPA交渉の再開、日EUのEPA予備交渉の開始など、我が国酪農・畜産の市場開放の動きに、畜産農家は危機感を募らせています。

一方、国は「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、各施策を総合的、計画的に推進していくこととしていますが、我が国の食料供給を支える酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら持続的に発展するためには、畜産物の国境措置を堅持することが重要であり、また、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策等も積極的に推進することが不可欠であります。

つきましては、国民の基礎的食料の安定供給並びに地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と担い手の所得向上及び経営安定に向けて、次のとおり総合的な酪農・畜産政策を推進されるよう強く要望します。

記。

1、平成24年度畜産物価格等について。

(1) 平成24年度加工原料乳生産者補給金単価については、生乳の再生産確保と経営の安定、生産意欲の喚起及び経営努力が報われる単価水準に引き上げること。また、限度数量については、国産乳製品の安定供給に向けた生乳生産基盤の回復・拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。

(2) 平成24年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げること。

2、T P P参加断固反対など国際自由貿易交渉について。

(1) 例外なき関税撤廃を原則とするT P P協定交渉への参加は断じて行わないこと。

(2) 日豪等E P A交渉において、我が国の基礎的食料である乳製品や牛乳、米や小麦、澱粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

3、米国産牛肉のB S Eに係る輸入問題は、我が国の消費者理解が大前提であり、科学的知見を踏まえた中で慎重に対応すること。

4、平成24年度において、酪農・畜産の経営環境に急激な変化等が生じた場合は、畜産・酪農経営安定対策の改善を図り、追加的な経営安定対策を講じること。また、加工原料乳向取引価格と同水準の脱脂濃縮乳向原料乳への支援対策も検討すること。

5、食料自給率の向上の実現に向けて、新たな「酪肉近代化基本方針」（平成22年7月）で掲げた「所得補償制度の導入」、「持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換」、「家畜衛生対策の充実・強化等」、「自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換」、「消費者ニーズにこたえた畜産物の生産・加工・流通と自給飼料基盤に立脚した国内生産の意義についての国民の理解の促進」等を実現するために必要な予算措置を講じ、総合的に実効性のある酪農・畜産政策を推進すること。

6、意欲のある多様な担い手が安心して経営に取り組めるよう、酪農・畜産所得補償制度の導入など、新たな経営安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 小野木議長 日程第5 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、平成24年4月17日から同月19日。

派遣場所、富山県滑川市。

派遣議員、全議員。

以上です。

- 小野木議長 お諮りします。

ただいま局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

- 小野木議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成24年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員